

令和 6 年

西条市議会第 6 回 1 2 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 79 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回） の専決処分について	1
議案第 80 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 7 回） について	別冊
議案第 81 号	令和 6 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 82 号	令和 6 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 83 号	橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と 交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋におけ る耐震補強工事委託に関する変更協定の締結に ついて	3
議案第 84 号	第 3 期西条市総合計画基本構想の策定について . .	7
議案第 85 号	西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市 小松生きがいデイサービスセンターの指定管理 者の指定について	9
議案第 86 号	西条市西部総合福祉センターの指定管理者の指 定について	13
議案第 87 号	西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指 定について	17
議案第 88 号	西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について . .	21
議案第 89 号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について . .	25
議案第 90 号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定 管理者の指定について	29
議案第 91 号	西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定に ついて	33
議案第 92 号	西条市観光交流センターの指定管理者の指定に ついて	37
議案第 93 号	新たに生じた土地の確認について	41
議案第 94 号	字の区域の変更について	45
議案第 95 号	字の新設及び区域の変更並びに小字の廃止につ いて	49
議案第 96 号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び組合規約の変更について	59

議案第 97 号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退 に伴う財産処分について	63
議案第 98 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	67
議案第 99 号	西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条 例について	79
議案第 100 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例につ いて	83
報告第 17 号	損害賠償請求事件における和解の専決処分につ いて	89

議案第79号

令和6年度西条市一般会計補正予算（第6回）の専決処分について

令和6年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月10日提出

西条市長 高橋敏明

提案理由

令和6年10月9日に衆議院が解散されたことにより、令和6年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に対応するため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 83 号

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託に関する変更協定の締結について

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託について、次のとおり変更協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

西条市長 高橋敏明

1 協定の目的

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託に関する協定の一部変更

2 協定の金額

変更前 213,400,000円

変更後 175,828,251円

3 増減額

△ 37,571,749円

4 協定の相手方

香川県高松市朝日町四丁目1番3号

西日本高速道路株式会社

四国支社長 後藤由成

提案理由

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託に関する変更協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 8 4 号

第 3 期西条市総合計画基本構想の策定について

第 3 期西条市総合計画基本構想を別冊のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

提案理由

第3期西条市総合計画基本構想を策定するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成25年西条市条例第27号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96第2項の規定により、議会の議決すべき事件に関し必要な事項を定めるものとする。

（議決事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 市民憲章の制定又は改廃

議案第 85 号

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

施設の名 称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市丹原高齢者生活福祉センター	西条市周布606番地1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで
西条市小松生きがいデイサービスセンター	会長 岡田 澄雄	

提案理由

西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市小松生きがいデイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 86 号

西条市西部総合福祉センターの指定管理者の指定について

西条市西部総合福祉センターの指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

施設の名 称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市西部総合福祉センター	西条市周布606番地1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会 会長 岡田 澄雄	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市西部総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 87 号

西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指定について

西条市休日夜間急患センターの指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市休日夜間急患センター	西条市大町字福森828番地2 一般社団法人西条市医師会 会長 年森 司	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

提案理由

西条市休日夜間急患センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 88 号

西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について

西条市やすらぎ苑の指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

施設の名 称	指 定 管 理 者 と な る 団 体	指 定 の 期 間
西条市やすらぎ苑	西条市玉之江549番地 道前総業有限会社 代表取締役 丹下 計利	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市やすらぎ苑の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 89 号

西条市食の創造館の指定管理者の指定について

西条市食の創造館の指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市食の創造館	西条市明屋敷131番地2 株式会社西条産業情報支援 センター	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市食の創造館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 0 号

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者の指定について

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設	西条市明屋敷131番地2 西条市交流チャレンジ推進グループ 代表者 株式会社西条産業情報支援センター	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 1 号

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定について

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市石鎚ふれあいの里	西条市中奥1号25番地1 石鎚ふれあいの里運営委員会 代表者 合同会社さとらいふ 代表社員 田村 裕太郎	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 2 号

西条市観光交流センターの指定管理者の指定について

西条市観光交流センターの指定管理者を次のように指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市観光交流センター	西条市大町798番地1 一般社団法人西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫	令和7年4月1日から 令和10年3月31日 まで

提案理由

西条市観光交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 93 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、西条市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西条市の地域であることを確認するものとする。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

新たに生じた土地の所在	面積（平方メートル）
西条市ひうち字西ひうち7番7、7番8 及び7番21の地先	140,367.10

提案理由

愛媛県が公有水面埋立の免許を取得した埋立工事のしゅん功が認可されたので、新たに生じた土地について確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(市町村区域内に新たに生じた土地の確認及び届出)

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

議案第 9 4 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、同条第 2 項の規定による告示の日から効力を生ずる。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区域	面積（平方メートル）
ひうち字 西ひうち	西条市ひうち字西ひうち7番7、 7番8及び7番21の地先	140,367.10

提案理由

愛媛県が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づき埋め立てた土地を西条市ひうち字西ひうちの区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

議案第 95 号

字の新設及び区域の変更並びに小字の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字を新設し、及び区域を変更し、並びに小字を廃止するものとする。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

字の名称	左記の区域に該当し、小字を廃止する区域			摘要
字名	字名	小字名	地番	
小松町新宮	小松町新屋敷	字広瀬	甲 1386 の 1、甲 1386 の 2、甲 1387 の 1、甲 1389 の 1、甲 1391 の 1、甲 1392、甲 1393、甲 1394 の 1、甲 1394 の 4、甲 1395、甲 1397 の 1、甲 1399 の 1、甲 1400 の 2、甲 1402 の 1 から甲 1402 の 3 まで、甲 1402 の 7 から甲 1402 の 10 まで、甲 1403 の 1、甲 1403 の 4、甲 1403 の 5、甲 1404 の 1、甲 1406 の 1、甲 1410 の 1 から甲 1410 の 4 まで、甲 1413 の 1、甲 1413 の 2、甲 1414 の 1、甲 1414 の 4、甲 1415 の 1、甲 1416 の 1、甲 1417 の 1、甲 1417 の 2、甲 1418、甲 1419 の 1、甲 1421 の 1、甲 1422 の 1、甲 1423 の 1、甲 1424 の 1、甲 1425、甲 1426 の 1、甲 1427 の 1、甲 1430 の 1、甲 1431 の 1、甲 1432 の 1、甲 1432 の 2、甲 1433 の 1、甲 1435 の 1、甲 1436 の 1、甲 1437 の 1、甲 1438 の 1、甲 1438 の 2、甲 1439 の 1 から甲 1439 の 3 まで、甲 1440 の 1、甲 1441 の 1、甲 1442 の 1、甲 1443 の 1、甲 1444 の 1、甲 1445 の 1、甲 1445 の 2、甲 1446 の 1、甲 1448 の 1、甲 1448 の 2、甲 1449 の 1 から甲 1449 の 3 まで、甲 1449 の 7、甲 1449 の 8、甲 1449 の 11 から甲 1449 の 13 まで、甲 1450 の 1、甲 1451 の 1、甲 1452 の 1、甲 1453 の 1、甲 1453 の 2、甲 1454 の 1、甲 1455 の 1 及び甲 1456 の 1	これに伴う道路、水路等を含む。

字新宮	甲 1743 の 1、甲 1744 から甲 1746 まで、甲 1747 の 1、甲 1748 の 1、甲 1749 の 1、甲 1749 の 2、甲 1750、甲 1751、甲 1755、甲 1756、甲 1757 の 1、甲 1757 の 2、甲 1758 から甲 1760 まで、甲 1762、甲 1763 の 2、甲 1765 の 1、甲 1768、甲 1769 の 1、甲 1769 の 4、甲 1771、甲 1772、甲 1806、甲 1807、甲 1927 の 1、甲 1928 の 1、甲 1936 の 1、甲 1936 の 2、甲 1937 の 1、甲 1938 の 1、甲 1938 の 3 から甲 1938 の 6 まで、甲 1940、甲 1941、甲 1944、甲 1945、甲 1947、甲 1948、甲 1949 の 1、甲 1949 の 2、甲 1953、甲 1954、甲 1956 から甲 1960 まで及び甲 1962 の 1
字道場	甲 1458 の 1、甲 1460、甲 1461 の 1、甲 1461 の 2、甲 1462 の 2、甲 1462 の 3、甲 1463 の 1、甲 1464 の 1、甲 1465、甲 1466、甲 1468、甲 1469、甲 1470 の 1、甲 1471 の 1、甲 1472 の 1、甲 1473 の 1、甲 1474 の 1、甲 1476 の 1、甲 1476 の 2、甲 1477 の 1、甲 1477 の 5 の一部、甲 1479 の 1、甲 1479 の 5、甲 1481 の 1、甲 1481 の 5、甲 1482 の 1、甲 1483 の 1、甲 1485 の 1、甲 1486 の 1、甲 1488 の 1、甲 1489 の 1、甲 1490 の 1、甲 1492 から甲 1497 まで、甲 1498 の 1、甲 1498 の 2、甲 1499 の 1、甲 1499 の 2、甲 1501 の 1、甲 1501 の 2、甲 1502 の 1、甲 1502 の 2、甲 1503 の 1、甲 1503 の 2、甲 1504 の 1、

	<p>甲 1504 の 2、甲 1505 の 2、甲 1506 の 1、甲 1506 の 3、甲 1507、甲 1508、甲 1509 の 1、甲 1512 の 1、甲 1516、甲 1517、甲 1520 から甲 1523 まで、甲 1525 の 1、甲 1525 の 2、甲 1526 の 1 から甲 1526 の 3 まで、甲 1527 の 1、甲 1528 の 1、甲 1529 の 1、甲 1530 の 1、甲 1531 の 1、甲 1533 の 1、甲 1535 の 1、甲 1535 の 2、甲 1536 の 1、甲 1536 の 2、甲 1537 の 1、甲 1537 の 2、甲 1538 の 1、甲 1538 の 2、甲 1539 の 1、甲 1540 の 1、甲 1541 の 1、甲 1544 の 1、甲 1544 の 2、甲 1545 の 2、甲 1546 の 1、甲 1546 の 2、甲 1547 の 1、甲 1547 の 2、甲 1549 の 1、甲 1550 の 1、甲 1551 の 1、甲 1552 の 1、甲 1552 の 3、甲 1553 の 1、甲 1553 の 3、甲 1554 の 2、甲 1554 の 14、甲 1554 の 15、甲 1555 の 1、甲 1555 の 2 及び甲 1559 の 4</p>
<p>字日之本</p>	<p>甲 1657 の 3、甲 1658、甲 1670、甲 1671 の 1、甲 1671 の 2、甲 1672、甲 1673、甲 1675、甲 1676 の 1、甲 1676 の 2、甲 1680、甲 1681 の 1、甲 1681 の 2、甲 1683 の 1、甲 1683 の 2、甲 1685 の 1、甲 1685 の 2、甲 1686 の 2、甲 1687 の 2、甲 1688 の 1、甲 1688 の 4 から甲 1688 の 6 まで、甲 1689 の 2、甲 1690 の 2、甲 1692 の 2、甲 1693 の 4 から甲 1693 の 6 まで、甲 1694 の 1、甲 1694 の 3、甲 1695、甲 1696 の 1 から甲 1696 の 3 まで、甲 1697、甲 1698 の 1、甲</p>

	<p>1698 の 2、甲 1699 の 1、甲 1699 の 2、甲 1700 の 1 から甲 1700 の 3 まで、甲 1701 の 1、甲 1701 の 2、甲 1702、甲 1703、甲 1705 の 1、甲 1705 の 2、甲 1708、甲 1711、甲 1713、甲 1714 の 1、甲 1714 の 2、甲 1715、甲 1717 の 1、甲 1717 の 2、甲 1718 の 1、甲 1718 の 2、甲 1720 の 1、甲 1722、甲 1723、甲 1724 の 1、甲 1725 の 1、甲 1732 の 2、甲 1734、甲 1736、甲 1737 の 1 及び甲 1739 から甲 1741 まで</p>
字徳重	<p>甲 1560 の 1、甲 1561 の 1、甲 1562 の 1、甲 1563 から甲 1566 まで、甲 1567 の 1 から甲 1567 の 3 まで、甲 1570 の 1、甲 1570 の 2、甲 1570 の 5、甲 1571 の 1、甲 1571 の 2、甲 1572 の 1、甲 1572 の 2、甲 1573 の 1、甲 1574、甲 1575 の 1 の一部、甲 1575 の 2、甲 1575 の 3、甲 1577 の 1 から甲 1577 の 3 まで、甲 1580 の 1 の一部、甲 1581 の 1 から甲 1581 の 4 まで、甲 1583 の 1、甲 1583 の 3、甲 1584 の 1 から甲 1584 の 3 まで、甲 1585 の 1 から甲 1585 の 3 まで、甲 1586 の 1、甲 1586 の 2、甲 1587、甲 1589 の 1、甲 1589 の 2、甲 1590 の 1 から甲 1590 の 4 まで、甲 1591、甲 1592 の 1、甲 1593 の 1、甲 1594 の 1、甲 1595 の 1、甲 1597、甲 1598、甲 1603 の 1、甲 1604 の 1、甲 1605 の 1、甲 1605 の 2、甲 1606、甲 1607、甲 1608 の 1、甲 1609 の 1、甲 1610 の 1、</p>

			甲 1611 の 1、甲 1612 の 1、甲 1612 の 2、甲 1613 の 1、甲 1613 の 2、甲 1614 の 1、甲 1614 の 2、甲 1615、甲 1616 の 1、甲 1617、甲 1618 の 1 から甲 1618 の 4 まで、甲 1619 の 1、甲 1620 の 2、甲 1621 の 1、甲 1621 の 2、甲 1622 の 1、甲 1622 の 2、甲 1623 の 1、甲 1624 の 1、甲 1625 の 1、甲 1625 の 2、甲 1626 の 1、甲 1626 の 2、甲 1627、甲 1628 の 1、甲 1629 の 1、甲 1629 の 2、甲 1630 の 1、甲 1630 の 3、甲 1631 の 2、甲 1632 の 1、甲 1633 の 1 から甲 1633 の 5 まで、甲 1634、甲 1635 の 1、甲 1635 の 2、甲 1636、甲 1637 の 1、甲 1637 の 2、甲 1637 の 3 の一部、甲 1639 の 1 の一部、甲 1640 の 1、甲 1641 の 1、甲 1642 の 1、甲 1642 の 4、甲 1643 の 1、甲 1644 の 1 の一部、甲 1644 の 2 の一部、甲 1645 の一部、甲 1646 の 1、甲 1648 の 1 から甲 1648 の 3 まで、甲 1649 の 1 の一部、甲 1649 の 2 の一部、甲 3111 の一部及び甲 3113 の 1 から甲 3113 の 3 まで
		字新宮畑	甲 3114 の 1、甲 3116 から甲 3118 まで、甲 3121、甲 3128、甲 3133 及び甲 3136
	小松町北川	字大坪	463 の 1 の一部、464 の 1 の一部、478 の 1 の一部及び 478 の 2 の一部
	小松町南川	字井手ノ向	甲 433 の 1 の一部
小松町北川	小松町北川	字河原地	347 の 3、347 の 4、348 の 4、348 の 6、348 の 7、351 の 2、352 の

			1、352の2、352の4から352の6まで、352の9から352の11まで、352の14、352の15、352の19、352の25、352の27、352の30、352の31、354、355の1、355の2、356、357の1及び357の5
		字大坪	463の1の一部、464の1の一部、465の1、466の1、467の1、468の1、478の1の一部及び478の2の一部
		字松ノ丁	1の1の一部、2の1の一部、3の1の一部、4の1の一部、5の1の一部、5の5、6の1、6の5、7の1及び7の5
	小松町南川	字井手ノ向	甲409の1の一部及び甲416の1の一部
小松町南川	小松町南川	字井手ノ向	甲409の1の一部、甲416の1の一部、甲420の1、甲421の1、甲424の2、甲425の1、甲426の1、甲427の1、甲428の1、甲429の1、甲430の1、甲431の1、甲432の1、甲433の1の一部、甲433の2、甲433の5及び甲433の6
		字井手ノ内	甲292の1から甲292の5まで、甲293の1、甲293の2、甲306の1、甲307の1、甲308の1、甲309の1、甲311の1、甲312の1、甲314の1、甲314の2、甲315の1、甲315の3から甲315の5まで、甲316の1、甲316の2、甲317の1、甲317の3、甲318の1、甲318の3、甲318の4、甲319の1から甲319の4ま

			で、甲 320 の 1、甲 320 の 2、甲 321 の 1、甲 321 の 2、甲 322 の 1、甲 322 の 2、甲 324 の 1、甲 324 の 3 から甲 324 の 5 まで、甲 325 の 1、甲 326 の 1 及び甲 327 の 1
	小松町北川	字松ノ丁	1 の 1 の一部、1 の 2、2 の 1 の一部、2 の 2、3 の 1 の一部、3 の 2、4 の 1 の一部、4 の 2 及び 5 の 1 の一部
	小松町新屋敷	字道場	甲 1477 の 5 の一部
玉之江	小松町新屋敷	字道場	甲 1535 の 3 及び甲 1535 の 14
		字徳重	甲 1575 の 1 の一部、甲 1580 の 1 の一部、甲 1637 の 3 の一部、甲 1639 の 1 の一部、甲 1644 の 1 の一部、甲 1644 の 2 の一部、甲 1644 の 3、甲 1644 の 4、甲 1645 の一部、甲 1646 の 5、甲 1649 の 1 の一部、甲 1649 の 2 の一部、甲 3100 の 1、甲 3103、甲 3104、甲 3108 及び甲 3111 の一部
		字中之坪	甲 2006 の 1 及び甲 2007 の 1

字の名称	左記の区域に該当する区域		摘要
字名	字名	地番	
小松町新宮	玉之江	1022 の一部、1023 の一部、1030 の一部及び 1031 の 1 の一部	

提案理由

県営農地整備事業が実施された新宮地区について、字を新設し、及び区域を変更し、並びに小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 (略)

議案第 9 6 号

愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

津島水道企業団の解散に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって愛媛県市町総合事務組合から津島水道企業団を脱退させ、次のとおり組合規約を変更する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合同規約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）
の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「津島水道企業団」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 97 号

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

令和 7 年 3 月 31 日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり組合を組織する地方公共団体と協議する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和7年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 98 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日</p>	<p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日</p>

<p>までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(西条市職員退職手当条例の一部改正)

第2条 西条市職員退職手当条例（平成16年西条市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪

の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2、3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受け

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)、(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2、3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受け

<p>ることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>ることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（西条市消防団条例の一部改正）

第3条 西条市消防団条例（平成16年西条市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（欠格条項）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) （略）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)、(3) （略）</p>

（西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例の一部改正）

第4条 西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（令和4年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第64条 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又</p>	<p>第64条 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又</p>

は代替措置の実施命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	は代替措置の実施命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
2 (略)	2 (略)

(西条市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 西条市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年西条市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記載された公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処</p>	<p>附 則</p> <p>7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記載された公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処</p>

する。

する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条の規定による改正後の西条市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(西条市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の西条市職

員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 99 号

西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条例について

西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

西条市長 高橋 敏 明

西条市特別会計条例等の一部を改正する等の条例

(西条市特別会計条例の一部改正)

第1条 西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) ひうち地域振興整備事業特別会計</u> <u>ひうち地域の振興及び整備を図る</u> <u>事業</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

(西条市水産資源育成基金条例の一部改正)

第2条 西条市水産資源育成基金条例(平成16年西条市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>西条市一般会計歳入歳出予算</u> <u>_____</u>(以下「予算」という。 <u>_____</u>)に定めるところによる。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>西条市ひうち地域振興整備事業特別会計</u> <u>歳入歳出予算</u>(以下「予算」という。 <u>_____</u>)に定めるところによる。</p>

(西条市ひうち緑地等管理基金条例の一部改正)

第3条 西条市ひうち緑地等管理基金条例(平成16年西条市条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>西条市一般会計歳入歳出予算</u> _____ (以下「予算」という。)に定めるところによる。	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>西条市ひうち地域振興整備事業特別会計歳入歳出予算</u> (以下「予算」という。)に定めるところによる。

(西条市ひうち地域振興整備基金条例の廃止)

第4条 西条市ひうち地域振興整備基金条例(平成16年西条市条例第74号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第4項の規定は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 西条市ひうち地域振興整備事業特別会計に係る令和6年度の出納整理及び決算の事務については、第1条の規定による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市ひうち地域振興整備事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に廃止前の西条市ひうち地域振興整備基金条例に基づく基金に残額があるときは、当該基金の残額は、西条市ひうち地域振興整備事業特別会計に帰属するものとする。

提案理由

令和6年度末をもって、西条市ひうち地域振興整備事業特別会計を廃止するため、
所要の条例改正等を行おうとするものである。

議案第100号

西条市下水道条例の一部を改正する条例について

西条市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出

西条市長 高橋敏明

西条市下水道条例の一部を改正する条例

西条市下水道条例（平成16年西条市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第16条関係） (1) 西条地区及び東予・丹原地区					別表第1（第16条関係） (1) 西条地区				
種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料（1m ³ につき）	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料（1m ³ につき）
一般 汚水	10 立方 メー トル まで	953 円	10立方メー	103円	一般 汚水	10 立方 メー トル まで	707 円	10立方メー	76円
			トルを超え2					トルを超え2	
			0立方メー					0立方メー	
			トルまで	112円				トルまで	83円
			20立方メー					トルを超え3	
			トルを超え3					0立方メー	
0立方メー		トルまで							
30立方メー	123円	30立方メー	91円						
トルを超え5		トルを超え5							
0立方メー		0立方メー							
トルまで		トルまで							
50立方メー	136円	50立方メー	101円						
トルを超え1		トルを超え1							
00立方メー		00立方メー							
トルまで		トルまで							
100立方メー	150円	100立方メー	111円						
トルを超え		トルを超え							
るもの		るもの							
湯屋 汚水	10 立方 メー トル	953 円	10立方メー	103円	湯屋 汚水	10 立方 メー トル	707 円	10立方メー	76円
			トルを超え2					トルを超え2	
			0立方メー					0立方メー	
			トルまで					トルまで	

まで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	112円
	30立方メートルを超えるもの	38円

まで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	83円
	30立方メートルを超えるもの	28円

(2) 東予・丹原地区

種別	基本 水量	基本使 用料	超過水量	超過使用 料(1m ³ につき)
一般	10	800	10立方メートルを超え20立方メートルまで	90円
汚水	立方 メー トル	円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	100円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	115円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	135円
			100立方メートルを超え るもの	155円
湯屋	立方	800	10立方メートルを超え20立方メートルまで	90円
汚水	メー トル	円	20立方メートル	100円

(2) (略) 備考 (略) 別表第2 (第19条関係) <u>西条地区及び東予・丹原地区</u>	口径	1箇月使用料			トルを超え3	30円
					0立方メートルまで	
(3) (略) 備考 (略) 別表第2 (第19条関係) <u>(1) 東予・丹原地区 (旧東予市及び旧丹原町)</u>	口径	1箇月使用料			トルを超え3	30円
					0立方メートルまで	
	(略)		(略)			
	50ミリメートル	(略)	50ミリメートル	(略)		
	65ミリメートル	1,200円				
	(略)		(略)			
	100ミリメートル以上	(略)	100ミリメートル	(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西条市下水道条例の規定は、令和7年4月及び5月分として徴収する下水道使用料の算定から適用し、同年3月分以前のものとして徴収する下水道使用料の算定については、なお従前の例による。

提案理由

下水道使用料を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第17号

損害賠償請求事件における和解の専決処分について

損害賠償請求事件に伴い、次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月10日提出

西条市長 高橋敏明

専決第7号

専決処分書

損害賠償請求事件における和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月23日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方
省略

2 和解の内容

- (1) 相手方に対し、解決金として金 6 5 0 , 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方に対し、前号の金員を相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と市は、本件について、本和解条項に定めるほか、相手方と市の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求事件について、相手方と和解による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。